

法令外国語訳・作業部会の設置について

〔平成 17 年 月 日〕
〔実施推進検討会議（案）〕

- 1 法令外国語訳推進のための基盤整備に関する個別具体的な項目につき専門的検討を行うため、実施推進検討会議（以下「検討会議」という。）の下に作業部会を置く。
- 2 作業部会の構成員及び作業部会長は、座長が依頼する。
- 3 作業部会長は、必要に応じ、構成員以外の有識者、関係行政機関の職員その他の関係者に協力を求めることができる。
- 4 作業部会は、その検討状況を、適宜検討会議に報告する。
- 5 作業部会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、作業部会の運営に関する事項その他必要な事項は、作業部会長が定める。